

じん臓機能障害の自立支援医療費(更生医療)の適用範囲

① 支給対象

じん臓機能障害のうち、保存的治療で尿毒症症状を改善することができず、人工透析療法又はじん臓移植により症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復の見込みがあるもの。

② 支給範囲

* 人工透析療法

* じん臓移植術及び抗免疫療法

(じん臓機能障害に対する人工透析療法、じん臓移植術及び※これらに伴う医療に限られる。)

<更生医療を適用できるものの例>	<更生医療の適用とならないものの例>
<ul style="list-style-type: none"> ・血液透析 ・バスキュラーアクセス（内シャント等）設置術 ・バスキュラーアクセス（内シャント等）トラブルの治療 ・腹膜透析（CAPD（持続携行式腹膜透析）・APD（自動腹膜透析）） ・腹膜透析留置カテーテル装着術 ・腹膜透析留置カテーテルトラブルの治療 ・じん臓移植術 ・じん臓移植に伴う抗免疫療法 ・移植じん臓不応のためのじん臓摘出術 <p>※投薬・注射代の対象例・・・シャントトラブル時の治療薬（抗生剤、血栓溶解剤）、腹膜透析液、抗免疫療法薬剤、など腎代替療法に直結するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外のもの <p>※じん臓機能障害となった原疾患及び合併症の治療（検査、処置、投薬代及びそれに伴う処方箋料等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原疾患：糖尿病性腎症・嚢胞腎・SLE など ● 合併症(状)：貧血、高血圧、骨代謝異常、高リン血症、二次性副甲状腺機能亢進症、皮膚掻痒症、水分電解質異常、肺炎など <p>◎「自立支援医療（更生医療）意見書」様式裏面に「原疾患及び合併症の治療は対象外」という旨の注意事項を記載しております。</p>

※「これらに伴う医療」とは、人工透析療法、じん臓移植術及び抗免疫療法と一体不可分なものを想定しています。腎代替療法の継続のために必要な手技・治療であるかという観点で、判定医が医学的判定を行います。

透析療法に直結するもの 例) 血液透析にかかるバスキュラーアクセス設置術・トラブルの治療
腹膜透析にかかる留置カテーテル装着術、トラブルの治療

じん臓移植関連で適用されるもの 移植腎の廃絶にかかわるもの、移植腎の生着・維持に必要な治療

- ◆ 給付対象外である投薬代等に更生医療を適用されている例がありますので、再度御確認をお願いいたします。
- ◆ 適正な請求を行うことで、受給者の窓口での負担額に影響する場合があります。各医療機関におかれては、受給者へのご説明に御理解と御協力をお願いいたします。

<お問い合わせ>
大分県身体障害者更生相談所
更生医療担当
097-542-1209